

歯科点数表の解釈（令和８年６月版）

追補

（令和８年９月・社会保険研究所）

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和８年８月31日・厚生労働省告示第330号）及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和８年８月31日・保医発0831第１号）により、材料価格・材料料点数の一部が改正されます（令和８年９月１日適用）。なお、歯科用貴金属材料の価格改定以外の見直しについては、本追補３頁目に掲載しています。

I 材料価格基準（歯冠修復及び欠損補綴）の材料価格の改正 →528頁

品名	単位	8年6月 から				
		[8年9 月から]				
001 削除						
002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用（J I S 適合品）	1 g	16,789円 [15,871円]				
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用（J I S 適合品）	1 g	16,954円 [16,036円]				
004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1 g	16,958円 [16,040円]				
005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S 適合品）	1 g	16,425円 [15,507円]				
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S 適合品）	1 g	5,746円 [5,232円]				
007 削除						
008 削除						
009 削除						
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S 適合品）	1 g	8,250円 [7,770円]				
011 歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品）	1 g	327円 [296円]				
012 歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品）	1 g	414円 [383円]				
013 歯科用銀ろう（J I S 適合品）	1 g	353円 [335円]				
014 削除						
015 削除						

II 歯冠修復及び欠損補綴に係る材料料点数の改正

材 料 料	8年6月 から				
	[8年9月 から]				
M002 支台築造（1歯につき） →383頁					
（1の1）のみ抜粋					
1 間接法					
（1）メタルコアを用いた場合					
イ 大白歯	173点 [157点]				
ロ 小臼歯・前歯	108点 [98点]				
M010 金属歯冠修復（1個につき） →394頁					
1 14カラット金合金					
（1）インレー					
複雑なもの	2,690点 [2,543点]				
（2）4分の3冠	3,361点 [3,177点]				
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）					
（1）大白歯					
イ インレー					
a 単純なもの	691点 [629点]				
b 複雑なもの	1,277点 [1,163点]				
ロ 5分の4冠	1,607点 [1,463点]				
ハ 全部金属冠	2,023点 [1,842点]				

材 料 料	8年6月 から				
	[8年9月 から]				
（2）小臼歯・前歯					
イ インレー					
a 単純なもの	470点 [428点]				
b 複雑なもの	935点 [851点]				
ロ 4分の3冠	1,155点 [1,052点]				
ハ 5分の4冠	1,155点 [1,052点]				
ニ 全部金属冠	1,448点 [1,318点]				
3 銀合金					
（1）大白歯					
イ インレー					
a 単純なもの	51点 [47点]				
b 複雑なもの	89点 [83点]				
ロ 5分の4冠	116点 [107点]				
ハ 全部金属冠	142点 [132点]				

※次頁に続く

材 料 料	8年6月 から				
	[8年9月 から]				
(2) 小臼歯・前歯・乳歯					
イ インレー					
a 単純なもの	32点				
	[30点]				
b 複雑なもの	66点				
	[61点]				
ロ 4分の3冠（乳歯を除く。）	82点				
	[76点]				
ハ 5分の4冠（乳歯を除く。）	82点				
	[76点]				
ニ 全部金属冠	104点				
	[97点]				
M010-3 接着冠(1歯につき) →396頁					
1 金銀パラジウム合金（金12%以上）					
(1) 前歯	1,155点				
	[1,052点]				
(2) 小臼歯	1,155点				
	[1,052点]				
(3) 大臼歯	1,607点				
	[1,463点]				
2 銀合金					
(1) 前歯	82点				
	[76点]				
(2) 小臼歯	82点				
	[76点]				
(3) 大臼歯	116点				
	[107点]				
M010-4 根面被覆(1歯につき) →397頁					
〔1のみ抜粋〕					
1 根面板によるもの					
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）					
イ 大臼歯	691点				
	[629点]				
ロ 小臼歯・前歯	470点				
	[428点]				
(2) 銀合金					
イ 大臼歯	51点				
	[47点]				
ロ 小臼歯・前歯	32点				
	[30点]				
M011 レジン前装金属冠(1歯につき) →398頁					
1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合					
	1,803点				
	[1,642点]				
2 銀合金を用いた場合					
	230点				
	[213点]				
M017 ボンティック(1歯につき) →405頁					
1 铸造ボンティック					
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）					
イ 大臼歯	2,328点				
	[2,120点]				
ロ 小臼歯	1,754点				
	[1,597点]				
(2) 銀合金					
大臼歯・小臼歯	108点				
	[100点]				
2 レジン前装金属ボンティック					
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合					
イ 前歯	1,399点				
	[1,274点]				
ロ 小臼歯	1,754点				
	[1,597点]				
ハ 大臼歯	2,328点				
	[2,120点]				
(2) 銀合金を用いた場合					
イ 前歯	138点				
	[128点]				
ロ 小臼歯	138点				
	[128点]				
ハ 大臼歯	138点				
	[128点]				

材 料 料	8年6月 から				
	[8年9月 から]				
M020 鑄造鉤(1個につき) →414頁					
〔1・2のみ抜粋〕					
1 14カラット金合金					
(1) 双子鉤					
イ 大・小臼歯	3,528点				
	[3,337点]				
ロ 犬歯・小臼歯	2,870点				
	[2,715点]				
(2) 二腕鉤（レストつき）					
イ 大臼歯	2,870点				
	[2,715点]				
ロ 犬歯・小臼歯	2,204点				
	[2,085点]				
ハ 前歯（切歯）	1,697点				
	[1,605点]				
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）					
(1) 双子鉤					
イ 大・小臼歯	1,862点				
	[1,695点]				
ロ 犬歯・小臼歯	1,456点				
	[1,326点]				
(2) 二腕鉤（レストつき）					
イ 大臼歯	1,278点				
	[1,164点]				
ロ 犬歯・小臼歯	1,111点				
	[1,012点]				
ハ 前歯（切歯）	1,031点				
	[939点]				
M021 線鉤(1個につき) →415頁					
〔2のみ抜粋〕					
2 14カラット金合金					
(1) 双子鉤					
	1,650点				
	[1,561点]				
(2) 二腕鉤（レストつき）					
	1,275点				
	[1,206点]				
M021-2 コンビネーション鉤(1個につき) →415頁					
〔1のみ抜粋〕					
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上），線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合					
(1) 前歯					
	515点				
	[469点]				
(2) 犬歯・小臼歯					
	556点				
	[506点]				
(3) 大臼歯					
	639点				
	[582点]				
M021-3 磁性アタッチメント(1個につき) →415頁					
〔2の(1)・(2)のみ抜粋〕					
2 キーバー付き根面板					
（根面板の保険医療材料料（1歯につき））					
キーバー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーバー料との合計により算定する。					
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）					
イ 大臼歯	1,277点				
	[1,163点]				
ロ 小臼歯・前歯	935点				
	[851点]				
(2) 銀合金					
イ 大臼歯	89点				
	[83点]				
ロ 小臼歯・前歯	66点				
	[61点]				
M023 大連結子(1個につき) →417頁					
〔1の(1)のみ抜粋〕					
1 鑄造バー					
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）					
	2,984点				
	[2,718点]				

その他，以下の通知により，本書の内容に変更が生じたので，ここに追補します。

・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和８年８月３１日保医発 0831 第１号）

頁	箇所	
354	右 段 下 から 10 行目後	※以下を加える。 (27) ヒト iPS 細胞由来心筋細胞シート移植の前処置を行った場合には，本区分の「注 12」の血小板洗 浄術加算の所定点数を準用して算定する。 留